

令和5年9月25日 第21回

青森県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 資料3

令和5年10月～ 県民の皆様への周知事項について（案）

青森県健康福祉部保健衛生課
新型コロナウイルス感染症担当

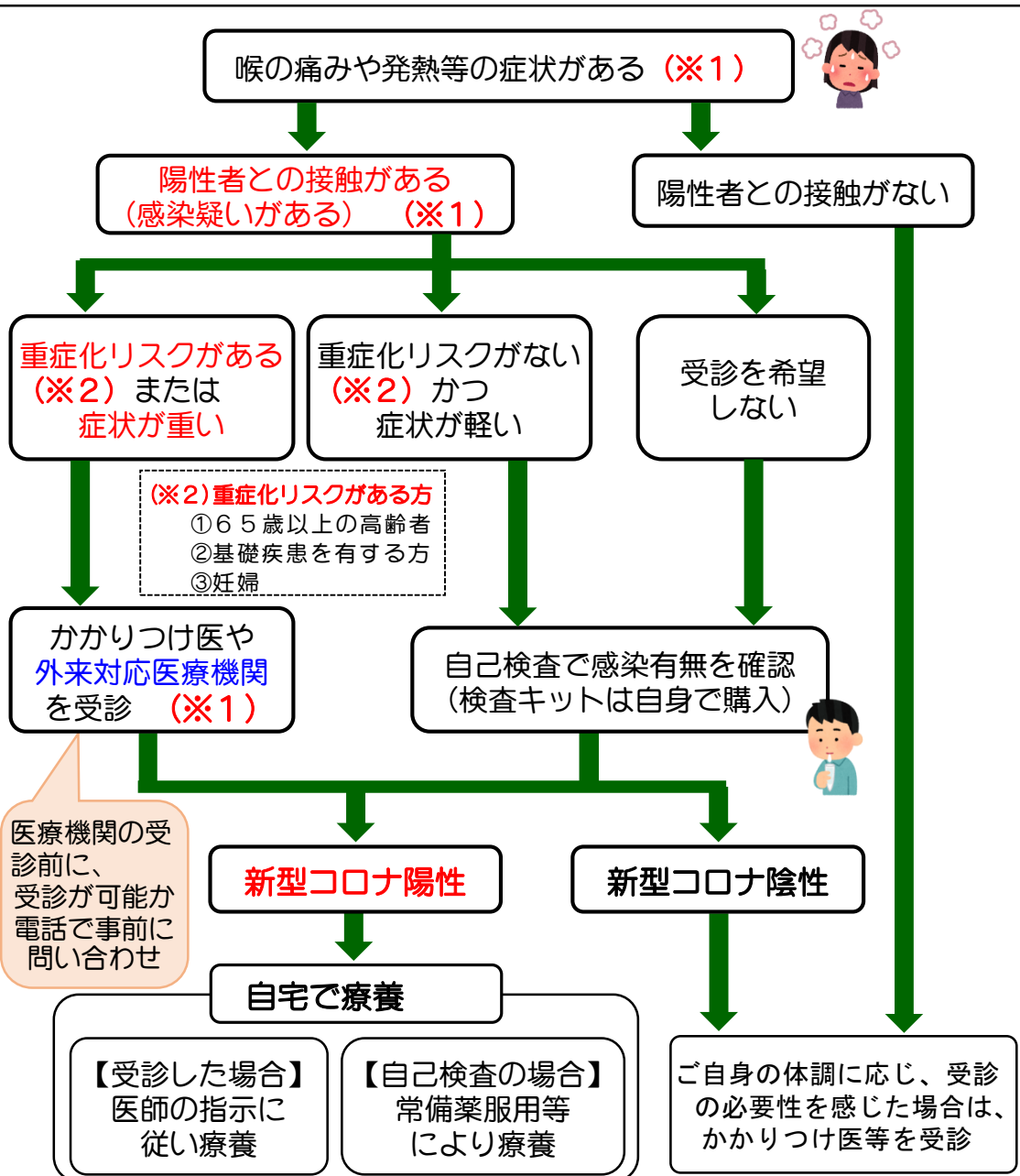
令和5年10月～ 新型コロナウイルス感染症に関する県民の皆様へのお知らせ

1 保健医療関係の主な対応の変更内容

現在、新型コロナウイルス感染症対策として、青森県及び国が実施している対応は、令和5年10月1日以降、以下のとおりとなります。

項 目	5類移行後 (令和5年5月8日～9月30日)	令和5年10月1日～令和6年3月31日	令和6年 4月～
県 各種相談対応 【県コールセンターの設置】 ・ 外来受診可能な医療機関の案内 ・ ワクチンに関する相談 ・ その他一般的な相談等		「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」 <電話：0570-065-965> (年中無休、24時間対応) ※通話料金は、電話をかけた方の負担となります。	今後の感染状況等を踏まえ検討
国 患者に対する公費支援 コロナ治療薬の自己負担分に対する公費支援 (外来・入院)	全額を公費支援 (自己負担なし)	一定の自己負担を求めつつ 公費支援を継続 医療費の自己負担割合に応じ、 1割の方：3,000円、2割の方：6,000円 3割の方：9,000円 を上限に自己負担	公費支援なし (予定)
入院医療費の自己負担分に対する公費支援	一定の自己負担を求めつつ 公費支援を継続 高額療養費制度の自己負担限度額 から、原則2万円を減額	一定の自己負担を求めつつ 公費支援を継続 高額療養費制度の自己負担限度額 から、原則1万円を減額	

2 発熱等の気になる症状が生じた時の受診等について



(※1) 「外来対応医療機関」の案内や、一般的なお問い合わせ等は、県コールセンターで案内しています。

「青森県新型コロナウイルス感染症 総合電話相談」

☎ 0570-065-965

(年中無休24時間対応)

※ 通話料金は電話をかけた方の負担となります。

なお、「外来対応医療機関」は、県ホームページでも確認できます。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/shinryoukensa-iryoukika-list.html>

外来対応医療機関：9月22日現在355か所

(圏域ごとの内訳)

	外来対応医療機関数	左のうち、かかりつけ患者以外にも対応
青森地域	97	77
八戸地域	88	62
津軽地域	90	77
西北五地域	29	23
上十三地域	34	30
下北地域	17	12
県計	355	281

3 政府が推奨する療養期間

	発症日	発 症 後							
	0 日 目	1 日 目	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	…10 日 目
ウイルスの排出が見込まれる期間									
発症後 1 日 目 に軽快	有症状	軽快	症状軽快後 24時間以後				療養終了 (出勤等 再開可能)		
発症後 2 日 目 に軽快	有症状	有症状	軽快	症状軽快後 24時間以後			療養終了 (出勤等 再開可能)		
発症後 3 日 目 に軽快	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後 24時間以後		療養終了 (出勤等 再開可能)		
発症後 4 日 目 に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後 24時間以後	療養終了 (出勤等 再開可能)		
発症後 5 日 目 に軽快	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	症状軽快後 24時間以後	療養終了 (出勤等 再開可能)	

- ※ 1 発症後10日間が経過するまでは、感染性のウイルスの排出が見込まれるため、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控える等、周りの方へ感染させないように配慮しましょう。
- ※ 2 発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えましょう。
- ※ 3 法律に基づく外出自粛は求められませんので、外出を控えるかどうかは個人の判断となりますが、社会全体の感染拡大防止のためご協力をお願いします。

【令和5年秋開始接種（自己負担なし）】

- 期 間：令和5年9月20日から令和6年3月31日まで
- 対 象 者：希望する、生後6か月以上の全ての方
- 使用ワクチン：オミクロン株（XBB.1.5）対応1価ワクチン

※ 詳しくは、お住まいの市町村からの案内をご確認ください。



引き続き、ワクチン接種の検討をお願いします